平成２２年（フ）第１６７９号
東京都清瀬市梅園２丁目２番３号メゾンコンフォート202号
債務者　古原久美子（旧姓山崎・小西）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０号
長崎県壱岐市郷ノ浦町大島239番地２
破産者　島邑　　忍
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第２９５号
茨城県石岡市山崎2927番地88　野崎テラスハウス８号室
破産者　井口さち子
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３号
福井市問屋町３―114　田中ハイツ101号、住民票上の住所福井県大野市伏石第16号25番地
破産者　風林　範昭
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６５号
福井市長橋町第18号10番地１、営業所福井市和布町６―44―１
破産者　中田水産こと　中田市之助
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
福井県吉田郡永平寺町東古市第15号31番地１
破産者　小林　友彦
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
福井市城東４丁目５番25号
破産者　白野知惠子
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
福井県あわら市花乃杜４丁目11番12号
破産者　大木　宏之
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
福井市三十八社町701番地　杉の木台団地13館106号
破産者　辻　　広和
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９０７号
名古屋市守山区小幡千代田４番７号　伸和交通寮
破産者　浅見　正行
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７３号
愛知県尾張旭市向町２丁目７番地12
破産者　太田　美由
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０４号
愛知県尾張旭市東本地ケ原町４丁目28番地３
破産者　大川　正夫
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０５号
愛知県尾張旭市東本地ケ原町４丁目28番地３
破産者　大川　逸惠
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３２９号
愛知県尾張旭市旭台３丁目13番地12
破産者　安藤　　博
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６６２号
名古屋市北区上飯田南町５丁目136番地
破産者　山上　義郎
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０６６号
名古屋市北区黒川本通４丁目30番地の１　黒川簇ビル６Ｃ号
破産者　杉山好江こと　許　　好江
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４６８号
愛知県半田市瑞穂町５丁目３番地の12
破産者　林　　万丈
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５２５号
名古屋市名東区一社３丁目90番地　チサンマンション一社602号
破産者　サトオルノこと　本多　　喻
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５２６号
名古屋市名東区一社３丁目90番地　チサンマンション一社602号
破産者　本多八洲子
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部